**統一的な基準による連結財務書類に係る注記**

１　重要な会計方針

　(1)　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

　　①　有形固定資産･･･････････････････････････････取得価額

　　　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　　　ア　昭和59年度以前に取得したもの････････････再調達価額

　　　　　ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

　　　イ　昭和60年度以降に取得したもの

　　　　取得価額が判明しているもの･････････････････取得価額

　　　　取得価額が不明なもの･･･････････････････････再調達価額

　　　　ただし、取得価額が不明な道路、河川、及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

　　②　無形固定資産･･･････････････････････････････取得価額

　　　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　　　　取得価額が判明しているもの･････････････････取得価額

　　　　取得価額が不明なもの･･･････････････････････再調達価額

　(2)　有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

　①　満期保有目的以外の有価証券

　ア　市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

　イ　市場価格のないもの･･････････････････････取得価額

②　出資金

　ア　市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

　イ　市場価格のないもの･･････････････････････出資金額

　(3)　棚卸資産の評価基準及び評価方法

　　　個別法による低価法

ただし、一部の連結対象団体においては、最終仕入原価法及び個別原価法による原価法を採用しています。

　(4)　有形固定資産等の減価償却の方法

　　①　有形固定資産（リース資産を除きます。）･･････定額法

ただし、一部の連結対象団体においては、定率法及び旧定額法によっています。

　　　　なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

　　　　　　建物　　　 8年 ～ 50 年

　　　　　　工作物　　 3 年 ～ 80 年

　　　　　　物品　　　 2 年 ～ 20 年

　　②　無形固定資産（リース資産を除きます。）･･････定額法

　　③　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　　　･･･････････････････････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

　(5)　引当金の計上基準及び算定方法

　　①　徴収不能引当金

　　　　未収金・長期延滞債権については、過去5年間の不納欠損額から算定した不納欠損率により、

徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、資産査定要領、資産の償却引当基準、経理規定に則するとともに、法人税法に基づく繰入限度額を計上しています。

　　②　退職手当引当金

　　　　退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給

された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち美咲町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、当該事業年度末における職員の要支給額及び年度末時点の全構成団体の持分相当額から、岡山県市町村総合事務組合の持分相当額を差し引いた金額を計上しています。

　　③　賞与等引当金

　　　　翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額に

ついて、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

　(6)　リース取引の処理方法

　　①　ファイナンス・リース取引

　　　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　　通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　　イ　ア以外のファイナンス・リース取引

　　　　　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　②　オペレーティング・リース取引

　　　　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　(7)　資金収支計算書における資金の範囲

　現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

　なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んで

います。

　(8)　消費税等の会計処理

　　　消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

　(9)　連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

　　　決算日と連結決算日の差異が3か月を越えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

　(10)　 その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

　　①　物品の計上基準

　　　　物品については、取得原価又は見積価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。

　　②　上記以外の固定資産の計上基準

　　　　建物や工作物など物品以外の資産についても、原則として取得原価又は再調達原価が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については、物品・建物・工作物等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地について、資産として計上しています。

③　資本的支出と修繕費の区分基準

　　　　資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

２　重要な会計方針の変更等

　　該当はありません。

３　重要な後発事象

　　該当はありません。

４　偶発債務

　(1)　保証債務及び損失補償債務負担の状況

　 　　該当はありません。

　(2)　係争中の訴訟等

　　 　該当はありません。

５　追加情報

　(1)　連結対象団体（会計）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体（会計）名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
| 久米郡土地開発公社 | 地方3公社 | 比例連結 | 50.0% |
| （株）美咲物産 | 第3セクター等 | 全部連結 | - |
| 久米郡森林組合 | 第3セクター等 | 全部連結 | - |
| （一財）美咲町農業公社 | 第3セクター等 | 全部連結 | - |
| 久米老人ホーム組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 46.0% |
| 岡山県広域水道企業団 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 0.9% |
| 津山地区農業共済事務組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 22.6% |
| 中部環境施設組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 19.6% |
| 岡山県市町村総合事務組合  （一般会計） | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 2.6% |
| 岡山県市町村総合事務組合  （拠出金事業会計） | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 3.8% |
| 岡山県市町村総合事務組合  （交通災害会計） | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 66.4% |
| 岡山県市町村税整理組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 1.7% |
| 岡山県後期高齢者医療広域連合  （一般会計） | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 1.1% |
| 岡山県後期高齢者医療広域連合  （後期高齢者医療特別会計） | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 1.1% |
| 津山広域事務組合  （一般会計） | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 9.8% |
| 津山広域事務組合  （ふるさと振興事業特別会計） | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 8.9% |
| 勝英衛生施設組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 28.8% |
| 柵原、吉井、英田火葬場施設組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 44.0% |
| 津山圏域消防組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 9.2% |
| 津山圏域衛生処理組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 4.8% |
| 津山圏域資源循環施設組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 10.7% |
| 柵原、吉井特別養護老人ホーム組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 57.0% |

※全体財務書類の連結対象団体（会計）に追加して上記の団体が含まれます。

連結の方法は次のとおりです。

1. 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
2. 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

　(2)　出納整理期間

　　　地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納

整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

　　　なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間

で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

　(3)　売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

　　　ア　対象範囲

　　　　　庁内組織等において売却可能性があると判断した公共資産

　　　イ　内訳

　　　　　該当はありません